

各務原市成年後見利用促進事業実施要綱

(平成31年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない者が成年後見制度を的確に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利が尊重され、及び擁護されるよう成年後見制度の利用の促進を図る成年後見利用促進事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(各務原市成年後見支援センター)

第2条 事業を実施するため、各務原市成年後見支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

2 センターは、事業の実施に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 成年後見制度に関する相談及び利用支援
- (2) 成年後見制度に関する広報及び啓発
- (3) 市民後見人の養成
- (4) 市民後見人候補者の登録及び受任調整並びに市民後見人への活動支援
- (5) 成年後見制度に関わる関係機関との連携
- (6) その他成年後見制度の利用の促進に関し必要な業務

(事業委託)

第3条 この事業の実施主体は、市とする。ただし、その実施については、適切な運営が確保できると認められる者に委託して行うものとする。

(事業報告)

第4条 前条ただし書の規定による委託を受けた者は、センターに、相談受付簿、記録簿等必要な簿冊を備え、業務の結果について月ごとに市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第5条 センターの業務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。